

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和5年度能登半島地震照明車運搬設置
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所長 垣原 清次 (岡山県岡山市北区鹿田町2丁目4番36号)
契約締結日	令和6年1月9日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社三幸工務店 (岡山県岡山市北区津高140-3)
契約金額	3,960,000円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	非公表 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約による こととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備 考	

随意契約理由書

契約業者名:株式会社三幸工務店

件名:令和5年度能登半島地震照明車運搬設置

随意契約理由:

本件は令和6年能登半島地震において、石川県能登地方が壊滅的な被害を受けたことから、中国地方整備局災害対策本部からTEC-FORCE照明班として出動指示を受け、石川県珠洲市の避難所において、照明車の発電装置を用い24時間体制で電源供給を行うものである。

契約の相手方となる上記業者は、直轄管理区間内において発生した災害等の応急活動等を目的として、岡山河川事務所と「災害応急活動等(排水ポンプ車・照明車の運送及び運転操作業務)に関する基本協定」を締結している。

この度の出動における、当該車両の操作運転等に精通し、災害時に対応可能な人員の確保については、上記業者のみが早期の対応が可能であることから、契約の相手方としたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。